

守屋家本騎馬武者像の像主

— 文学Ⅱ史料Ⅲとしての『太平記』の記述から —

黒田 日出男

はじめに

肖像画から△歴史▽を読もうと試みる者にとって、どうしても避けては通れないのが、その像主を明らかにすることである。無論、像主の解明はあくまで基礎作業の一つなのであり、それで肖像画研究が終りになるものではない。むしろ、そこから出発して、如何に分析・読解を進展させていくかが肖像画研究の課題なのである。¹⁾

もっとも、肖像画の像主の解明を、基礎作業としてだけ位置付けるのでは正しい肖像画研究とは言えない。すなわち、像主の解明は、当該肖像画の徹底した分析・読解を深めることによってのみ前進しうるのである。その意味では、像主論は肖像画論の最後に再び立ち戻ってくるべき地点でもある。つまり肖像画論という振り子運動の一方の極が像主論なのである。さらに言えば、この小文は一つの肖像画の像主を明らかにする作業として書かれているが、それは本来、肖像画読解という営みⅡ円環のある地点として位置付けられるべきものである。²⁾

すなわち小稿は、図1の有名な守屋家本騎馬武者像(縦一〇〇・〇×横五三・三センチメートル、絹本着色、国(文化庁)保管)の像主推定

の作業を一段階前進させるべく書かれた。その分析・読解がどれ程妥当であるかについては、研究者諸氏の判断を仰ぎたいと思う。

一 騎馬武者像の像主推定の歩み

さて、南北朝時代の代表的な肖像画の一つとして守屋家本騎馬武者像を挙げることに、誰も異存を唱えまい。江戸時代以来、ながらく足利尊氏像とされてきたが、戦前からの長い研究史は、足利尊氏像であることを如何にして否定し、△真▽の像主を明らかにせんとする努力の積み重ねの過程であった。

まず、研究史の歩みを一望するために、守屋家本騎馬武者像の像主論についての主要な研究を列挙することにしよう。³⁾

A 黒板勝美「足利尊氏の画像について」(『史学雑誌』三一編一号、一九二〇年)

B 谷信一「出陣影の研究」(『美術研究』六七・六八号、一九三七年、のち『室町時代美術史論』収録、東京堂、一九四二年)

C 荻野三七彦「守屋家本伝足利尊氏像の研究」(『国華』七六編九・一〇冊、一九六八年)

(1) 守屋家本騎馬武者像の像主(黒田)

D 藤本正行「守屋家所蔵武装騎馬画像の一考察」〔『甲冑武具研究』三二号、一九七四年〕

E 下坂守「守屋家本騎馬武者像の像主について」〔『学叢』四号、一九八二年〕

F 藤本正行「尊氏か、師直か？」〔『歴史読本』一九八三年九月号〕

G 同「守屋家本武装騎馬画像再論」〔『史学』五三巻四号、一九八四年〕

H 加藤秀幸「武家肖像画の眞の像主確定への諸問題 上・下」〔『美術研究』三四五・三四六号、一九九〇年〕

I 藤本正行「この騎馬武者はだれか——伝尊氏像を読む」〔『見る・読む・わかる日本の歴史』2 中世』朝日新聞社、一九九三年〕

まず、Aの黒板論文は、この守屋家本騎馬武者像の紹介的論文であって像主を足利尊氏としている。その前提には、江戸後期に松平定信の編纂した『集古十種』に、足利尊氏像とされているという歴史があったのである^④。

そうした足利尊氏像主説に本格的な疑問を提起したが、Bの谷信一論文「出陣影の研究」であった。そこで初めて、騎馬武者像の像主は足利尊氏とは認められないと指摘されたのだった。すなわち、①守屋家本騎馬武者像は、室町時代の諸記録に記されている尊氏像の図様と相背馳するから、文献史料によってこの画像を尊氏像とすることはできない。

②正確な尊氏像と判断される模本と比較するとき、守屋家本はあまりにも相違がありすぎる。③尊氏の愛馬は栗毛系統であって、守屋家本のような黒毛馬は考えられない。④守屋家本のごとき総髪、抜刀、矢の折れたところまで描いた姿で、尊氏のような武将を描くかという一般論的な可能性としても殆ど肯定する余地はない、としたのであった^⑤。

谷氏の一連の肖像画研究は、その後の肖像画研究の基礎となる優れた

ものばかりである。右の論文の以上の指摘だけでも、像主を尊氏とする説に対して十分な疑問点を明示していると言えようが、しかし、決定的な否定論とは言い難い。また、では一体誰なのかを示すものにもならない。

戦後になってから、本格的に否定論を展開された最初の論文は荻野三七彦氏のC「守屋家本伝足利尊氏像の研究」であった。すなわち荻野氏は、騎馬武者像の上部に据えられた足利義詮の花押の存在故に、①もしも像主が尊氏なら、義詮が父の頭上に花押を据えることはありえない。②この花押は、軍忠状の証判にあたるものである。③彼の花押の変遷を調べると、この花押は晩年のものである。④この騎馬武者の左脚の表現は異様であり、像主が戦場で怪我をしたことを記録として描写したものであろう。⑤この像主は義詮の配下の武将と考えられるのであり、細川頼之こそ像主と擬定しうる第一の人物と考えている、との見解を提出されたのだった^⑥。

荻野氏の指摘は、戦前の谷説を批判的に継承しつつ、さらに像主の頭上に据えられた義詮の花押を証判と見る見解を提示して、守屋家本騎馬武者像の像主論の新段階を構築されたのであった。しかし、直ぐに赤松俊秀氏が「守屋家本伝足利尊氏像について」という短文でその問題点を指摘されているように、尊氏像主論に対する決定的な否定論とはまだ言い難いものであった。

それに、足利尊氏像の否定から一気に細川頼之を像主の候補者として挙げるに至ってしまったのは何としても疑問である。そうした飛躍は、後述する像主論の通弊を典型的に示しており、自身が高められた研究水準を後戻りさせてしまう恐れのある仮説の提示であったと思われる。

このように谷説、荻野説と積み重ねられてきた足利尊氏像の否定論に研究史上の次の段階をもたらしたのは、Eの藤本論文「守屋家所蔵武装

騎馬画像の一考察」であった。藤本氏は、画像の武具(太刀の目貫)と馬具(鞍)に見られる家紋に着目して、それが輪違紋であることを指摘した。輪違紋は高(高階)氏の家紋であり、そのような家紋のある武具・馬具の騎馬武者像の像主として足利尊氏を考えることはできないことを明らかにし、それに代わる像主として高師直を仮説的に提示したのである。すなわち、a 義詮の花押から、像主は義詮ないし足利家に関係深い武将であること、b 義詮の死んだ貞治六(一三六七)年二月七日が下限であること、c 武具は南北朝を下らぬ「高級品」であり、とくに鎧と太刀は鎌倉中期以前に遡る形式で重代の品と見られるから、像主は相当の家格を誇る一族中の最有力者と思われること、d 大太刀・両手の籠手・大立拳の臍当・草鞋など、鎌倉後期から流行した徒歩の斬撃戦に適した武装であること、e 描写が入念で具体性があり、殊に、大童で抜き身の太刀をかつぎ、残り矢を折るなど実在の人物の特定の武装を描いたものと思われること、f 武具に家紋をつけることは鎌倉時代に普及しており、馬具と太刀の輪違紋は像主の家紋と見られること、などを指摘した。そして結論としては、像主として可能性が高いのは高師直であるとされたのであった。

F の下坂論文は、像主を師直とする論拠については藤本氏と基本的に同じなのであるが、次のような独自の解釈を提出している。すなわち、a 「激戦の後に足部に負傷し、出家して総髪姿となった敗戦の将」の姿であるとし、b 「師直は打出浜合戦の直後、直義側に殺害された。これは、尊氏が直義と和議を結ぶ代償として見殺しにしたものである。従って尊氏は師直に対して自責の念をいだき、それが義詮にうけつがれた。そして貞治六年十月頃、病を得た義詮が、その原因を高氏一族の怨霊にあると信じ、それを追い払うために製作せしめたのが守屋家本である」というのが、下坂説の骨子であったのである。

藤本氏のG論文は、そうした下坂F論文の主張の傍線部分(イハ)を周到に批判すると共に、a 像主の頭上の義詮の花押型よりの推定によって、この肖像画の制作は「師直の十七回忌」のときであろうこと、b 像主の「遺族」が制作者である可能性が強いこと、c 花押を据えた動機は、像主の軍忠を示すことではあるまいかとした。また、d 戦闘中の姿を描いた例として阿保肥前守忠実を挙げて、像主を忠実とする可能性を示した上で、これを否定し、e 下坂氏の「怨霊説」は根拠薄弱な説であって、將軍が一武将の画像を製作させるとするのは考えにくく、余程有力な史料による論証が必要であること、f 下坂氏が、義詮は自分の病の原因を師直の怨霊にあると信じたとする点についても挙証が必要であるとして、下坂氏の傍線ニの主張も否定したのである¹⁰⁾。

それでは藤本氏の「より平凡な推論」とはどのようなものであろうか。少々長くなるが引用しよう。すなわち、

高氏一族の主だった人々は、師直とともに殺害された。生き残った人々は一時身を引いたかもしれないが、・・・再び登用されたであろう。現に『園太暦』文和二年(一三五三)六月九日・十二日条や『天竜寺供養記』などの史料に、その後の高一族が散見する。このように復活した彼らは、師直の十七回忌にあたり法要を営んだ。その際、礼拝供養のために描かれたのが守屋家本である。

図様については師直の軍忠を顯示するためと、阿保・秋山の戦闘図を好んだ時代の風潮とにより、・・・甲冑着用中の戦闘の姿を採用した。一族の重要人物の画像であるから、風俗の考証には細心の注意を払って絵師を指導し、最もめだつ場所に家紋も描かせた。・・・

こうして完成した画像に、義詮が花押を据えた。師直の功績を再確認するため、この点、軍忠状に近いが、後日の恩賞は伴わな

ったと思う。……
とするのが、氏の推論なのである。⁽¹¹⁾

一九九三年の藤本I論文は、こうした氏の主張をわかりやすく要約したものであるから、G論文によって藤本説はほぼ固まっていると言えよう。そして、今や藤本説が守屋家本武装騎馬武者像の通説的な見解となつていとも思われるのである。⁽¹²⁾

ところで、加藤秀幸氏のH論文は、氏の年来の肖像画研究の成果が盛り込まれており、武家肖像画の像主論をめぐる現段階の到達点が表示されている大論文である。今後の肖像画研究にとつて、必ず参照されるべき重要な成果であることは言うまでもない。⁽¹³⁾

守屋家本騎馬武者像についても、「五 伝足利尊氏像について」において極めて示唆的な諸見解が述べられている。主要な論点を要約すれば、①一九七三年七月(藤本D論文の発表される以前)に、高師直像ではないかとの判断を示したことがあるが、しかし今でも像主を特定できていない。②この像主の馬装の鞍(四方手)の円板と佩いた太刀の柄巻に輪違紋が見受けられる。③但し、この輪違紋については、幾つかの疑問がある。④像主着用の中冑は身分の高い有力武家のものであり、大立拳等の小具足には南北朝期に現れる変化が見られるので、時代的にはその頃のものと差支えない。⑤像主の騎座の姿勢は、乗馬が急に前進する姿勢を示したので、咄嗟に手綱を控え、脚は前に出て踏ん張り、腰がひけた形である。⑥この画像は、文書による軍忠状に代る、写真の画像による特定の戦の軍忠状である。従って、矢折れ、自ら太刀を振つての獅子奮迅の戦の末、勝利を得て凱旋する姿を写した凱旋影なのである。花押は軍忠として大将義詮に証判を乞い、袖判に代り頭上に得たものである。従って意気盛んな寿像、記念像である。⑦画面の右側は若干切除されていると考えられる、といった指摘がなされている。どの論点

においても、慎重な見解が示されており、実に教えられるところの多い論文である。そして全体としては、高師直を候補としつつ、像主はまだ特定できないとの判断を示しておられる。⁽¹⁴⁾

以上が加藤氏の騎馬武者像解釈であり、極めて魅力的な所説である。が、⑥だけは断定的な主張が提出されており、唐突な感じがして私には俄かには賛同しがたい。問題は、凱旋影という見方での一貫した分析・解釈が可能か否かであるから、その結実を待ちたいと思う。

ともあれ、こうした諸研究の着実な積み重ねによって、足利尊氏を像主とする説はほぼ完全に否定・克服されたと言つてよい。そして、馬具の鞍と太刀の柄巻に輪違紋がついていることから、これを家紋とする高氏一族の誰かであり、後述するような検証を経ない限りでは、高師直である可能性は高いと言えるだろう。⁽¹⁵⁾

藤本氏や加藤氏らの肖像画研究の基本的な方法は着実であつて、騎馬武者像の武具・馬具などを丹念に検討すると共に、それらに描かれている家紋に着目して、像主に接近しようとするものであるから、私も、右の藤本氏ら三氏の研究成果、すなわち、像主は高(高階)氏一族の誰かである可能性が高いという仮説を承認している者の一人である。

だがしかし、藤本・下坂氏らが像主の候補者を高師直に絞り込んでいるのは果たして妥当であろうか。それ以外の有力な像主の候補者たりうる人物を無視ないし見落していないだろうか、それが私の疑問となり、研究課題となつた。

というのは、武具や馬具に見られる家紋によって像主を推定する方法には明瞭な限界がある。すなわち、輪違紋の存在によって足利尊氏でないことは判断でき、かつ輪違紋を家紋とする有力武将たちに絞れる可能性は高くなるが、しかし、高氏一族の誰であるのかを特定することは出来ないのである。高師直であるかも知れないし、兄師泰かも知れない。

また、高氏一族の別の誰かかも知れないのだ。このアポリアを藤本氏らの研究は突破していない。というより、高氏一族のうちの一団誰であるのかを綿密に検討された形跡が、三氏の論考には見受けられないように思われる。⁽¹⁶⁾

そこで、私なりに像主を絞り込む作業となるのだが、そのための前提として先学の研究成果の要点を確認をしておこう。

(一)⁽¹⁷⁾二箇所の輪違紋の存在からすれば、それを家紋とする武将である。その場合、違う家紋を持つ武将だが、何かの事情で輪違紋のある武具を身に着けて戦った人物も候補として挙げ、検討する必要がある。

(二)⁽¹⁸⁾その立派な武具・武装からすると、有力武将の一人と判断しうる。

(三)⁽¹⁹⁾頭上に据えられている足利義詮の花押からすれば、彼との関係が深い武将である。

(四)⁽²⁰⁾その特異ないし異様な恰好からすれば、特定の戦いや出来事に関する姿が描写されている可能性を想定しよう。

研究史の到達点を見る限り、右の四条件を十分にクリアしうる武将こそが像主の候補者たりうる。そうした武将が複数存在したならば、どの人物に絞り込めるかを綿密に比較検討しなければならぬ。もしも、一人しか存在しなければ、その武将こそが像主にふさわしいと言えるであらう。

この四条件をハリトマス試験紙⁽²¹⁾として、試みられるべき騎馬武者像の像主の推定作業を列挙するとしよう。

第一は、師直・師泰兄弟ら高氏一族の南北朝内乱期における行動・活躍を洗い出すことである。とくに、族滅に近い状況となって以後の高氏一族の動向を、出来るだけ周到に追跡することが必要となる。義詮の花

押があるから、その追跡は彼の死去する貞治六(一三六七)年十二月七日まででよい。そして、無論、そうした追跡は高氏一族だけに限ってはならない。右の四条件を有する可能性のある武将の枚挙と消去、及びこの騎馬武者像の製作動機を持つ人々の一翼を担う高氏の「御内」の人々も含めて検討すべきである。

とすると、南北朝動乱についての最大の情報源であり、最良の文学史料⁽²²⁾たる『太平記』四十巻が、この追跡の最良・最大の舞台となるに違いない。

そうした作業を周到に行っていけば、後述するような一人の候補者が挙げられ、その人物こそが像主の可能性が高いであろうことも、指摘できるように思われるのだ。

第二に、従来の研究は、守屋家本騎馬武者像の髪形・武装や武具とその細部の表現、あるいは頭上の義詮の花押などの検討を行ってきたが、肝腎の像主の顔貌(面貌)表現については、突っ込んだ検討を殆ど行っていない。その騎馬武者像が一体何歳ぐらいの人物として描かれているのかも問題にしていない。それと表裏一体の盲点なのが、高師直説にあっては、彼が一体何歳ぐらいで殺されたのが問題にもされていない。つまり、像主とその候補者の年齢を全く考慮せず、また顔貌表現の検討を全く行わないで、どうして像主が誰であるかを論じることが出来るのだろうか。

『大日本史料』第六編之十四、正応六・観応二年二月十六日条に収録されている師直・師泰らの系図類などによれば、彼ら兄弟の死没年齢は不明である。しかし、高師直が何歳ぐらいで死んだのかを推定する術が全くないわけではないだろう。

そして第三には、守屋家本騎馬武者像の姿を一体どのように読むべきかが問題となる。藤本氏が批判されたように、下坂氏の挙げられた論拠

では、この像主を「敗戦の将」とすることは出来ないであろう。しかしながら、折れた矢を含む六本の残り矢だけを箆に入れ、兜を脱ぎ（捨てた？）、大童の頭髪で、大太刀を肩に担ぎ、乗馬を疾駆させている、こうした武將の姿が、肖像画としては極めて特異な表現であることは認められよう。このような特異な、ないしは異様な姿の表現が、像主の体験した特定の合戦に由来するであろうことは、藤本氏や加藤氏も認めておられる⁽²⁾。そこで、このような特異な姿で描写されるにふさわしい高氏の有力武將が、はたして『太平記』に登場するかどうかを徹底的に調べて見ることが肝要なのである。

但し、肖像画の像主名を確定することは難しい。当該肖像画をさまざまな方法によって綿密に分析・読解し、かつ、像主推定に不可欠な諸史料を広く深く読み込んでいくことによって、像主名が次第に絞り込まれていくことであろう。

そうした検討の要請からすれば、高師直説には明らかに飛躍がある。すなわち、高師直を最も有力な候補者とするのに必要なのは、他の有力な候補者の枚挙とそれらの人物たちの慎重な消去であって、残念ながら、そうした作業を十分に行っているように思われぬのである。

何故そうなってしまうのか。それは、従来の像主論の通弊が無意識に踏襲されてしまっているからではあるまいか。すなわち、肖像画の像主に歴史上の有名な人物を比定しがちなのが従来の像主論であり、しかも、いったんある有名な人物が像主に比定されてしまうと、その人ではないと否定することが極めて困難になってしまうのである。像主足利尊氏説の否定論を突き詰めてこられた論者たちも、それに代わる今一人の有名な人物を候補に挙げがちになっているのではなからうか。さらに言えば、騎馬武者像の像主を探究してきた先学の所論を読むと、足利尊氏像ではないことを明らかにすことの論証には、実に多大な努力を払ってきた

ておられる。輪違紋の発見と、それにもとづく尊氏像否定論がその典型である。それなのに、では肝腎の像主は一体誰なのかという段になると、実にあっさりとした検討・推定によって、高師直像主説を提出しておられるように思われるのである。

二 太平記の高氏一族

前章で述べたように、藤本氏らの研究によって高氏一族のうちのなかに守屋家本騎馬武者像の像主を探るべき研究段階に入ったのであるから、南北朝動乱過程の記述である『太平記』のなかに、高氏一族の行為と運命を読み込んでいくことが何よりも大切となる。『太平記』が南北朝内乱を物語る最も貴重な文学史料であることに間違いはない。無論、その記述を単純に八史実とすることはできないが、しかし、南北朝内乱に関わった人物の肖像画を検討するには、その徹底的な読み込みが不可欠なのである。視点や関心を変えて読み直してけば、必ずや守屋家本騎馬武者像の像主を、その記述のなかに見出だすことも可能になるであろう。

そこで本章では、騎馬武者像の像主にふさわしい武將を『太平記』の記述のなかに探していくことにしたい。

ところで、『太平記』は、『平家物語』と違って、諸本による本文異同がそれほど多くはないが、それでもかなりの相違が見られる場合がある。『太平記』の諸本は、巻数や巻の区分などを基準として甲・乙・丙・丁の四類に分けられており、本文異同の程度からすると甲・乙・丙の三類は近接し、丙類のみが大きく異なっている。そこで現在では、『太平記』は流布本系（甲・乙・丁類）と天正本系（丙類）の二類に大別し、前者を甲・乙・丙に下位分類する案も示されているようである⁽²³⁾。

ここでは、日本古典文学大系などに翻刻されている慶長八年古活字本

(流布版本)をAとし、最も信頼できる古本である西源院本と神田本(24)を、それぞれBとCとして示した。それらの記述を比較しつつ検討していくことにする。

さて、高氏一族の多くは観応元年(一一三〇)年二月に殺戮された。『大日本史料』第六編之十四、正平六年・観応元年二月二十六日条によれば、師直・師泰兄弟をはじめとする高氏一族の多くが、武庫川辺鷲林寺前で上杉能憲の軍勢によって殺戮されている。『観応二年日記』観応元年二月二十六日条によれば、師直・師泰兄弟、武蔵五郎(高師夏)・越後将監等、親類・家人数十人がそこで殺害されたという。また、『園太暦』観応元年二月二十七日条には、師直・師泰兄弟、高刑部(師兼)・武蔵五郎・越後大夫将監(師世)・高備前(師幸)・豊前五郎(師景)・高南遠江兵庫助等が殺戮されたと記されている。

『太平記』卷二十九の「師直以下被誅事付仁義血気勇者事」には、その様子が次のように記述されている。すなわち、師直・師泰らは足利尊氏に従って上洛するが、上杉・畠山の兵のために尊氏との間を次第に隔てられ、

A . . . 執事兄弟武庫川ヲ打渡テ、小堤ノ上ヲ過ケル時、三浦八郎左衛門ガ中間二人走寄テ、此ナル遁世者ノ、顔ヲ蔵スハ何者ゾ、其笠ヌゲ、トテ、執事ノ著ラレタル蓮葉笠ヲ引切テ捨ルニ、ホウカブリハズレテ片顔ノ少シ見ヘタルヲ、三浦八郎左衛門、哀敵ヤ、所願ノ幸哉、ト悦テ、長刀ノ柄ヲ取延テ、筒中ヲ切テ落サント、右ノ肩崎ヨリ左ノ小脇マデ、鋒サガリニ切付ラレテ、アツト云処ヲ、重テ二打ウツ、打レテ馬ヨリドウド落ケレバ、三浦馬ヨリ飛デ下リ、頸ヲ搔落シテ、長刀ノ鋒ニ貫テ差上タリ、. . .

B . . . 執事兄弟武庫川ヲ打互テ、小堤ノ上ヲ過ケル時、三浦八郎左衛門カ中間二人走據テ、此ナル遁世物ノ貌ヲ隠スハ何物ソ、其笠

脱トテ、執事ノ着ラレタル荷葉笠ヲ引切テ投捨ル、哺冠リ弛レテ牛顔ノ少シ見ヘタルヲ、三浦八郎左衛門、アハヤ敵ヤ、冀所之幸哉、ト悦テ、長刀之柄ヲ取暢テ、瞳中ヲ切テ落サント、右ノ肩崎ヨリ左ノ小脇マテ、鋒キ下リニ切付ル、切レテアツト云処ヲ、重テ二打々、討レテ馬ヨリ倒ニ落ケレハ、三浦自馬飛テヨリ、頭ヲ搔落シテ、長刀ノ崎ニ貫テ指上リ、. . .

とあるように、執事高師直が殺害された。以下、越後入道(高師泰)・高豊前五郎(師景)・高備前守(師幸)・越後将監(高師世)・遠江次郎・山口入道・彦部七郎ら高氏一族らが次々に討ち取られていったのである。そしてさらに執事の最愛の子息であった武蔵五郎(師夏)はまだ十三歳であったが捕らえられ、やがて切られた。

但し、同じく「師直以下被誅事付仁義血気勇者事」に、
A . . . 小清水合戦ノ後、執事方ノ兵共、十方ニ分散シテ、残ル人ナシト云ナカラ、今朝松岡城ヲ打出ルマテハ、マサシク六七百騎モアリト見シニ、此人々ノ討ル、ヲ見テ何チヘカ逃隠レケン、今討ル、処十四人ノ外ハ、其中間下部ニ至マデ、一人モナク成ニケリ、. . .

B . . . 小清水之合戦ノ後、執事方ノ兵共、十方ニ退散シテ、貽ル人ナシト云云、今朝松岡城ヲ打出ツル儘ハ、正ク六七百騎モ有ト見ヘケルカ、此人々ノ討ル、ヲ見テ、何チヘカ隠レケン、今打ル、処ノ十四人之外ハ、其中間下部ニ至マテ、一人モナク成ニケリ、. . .

とあるように、「六七百騎」もいた筈の「執事方ノ兵共」の多くは退散してしまつたのであつた。したがって、高氏の家来(御内)の多くは助かつており、この殺戮以後も、『太平記』には彼らの行動・活躍が記されているのである。

では、この殺戮をうけた後の高氏一族のなかで、最も華々しい活躍・役割を演じたのは誰であろうか。

大隅和雄氏編『太平記人名索引』⁽²⁸⁾などを頼りにしながら、『太平記』の記述を高氏一族の行動に即して追跡していくと、結論的に言えば、そうした人物はたった一人、高師詮だけであることが分かる。というより、『太平記』の観応二年以後の物語には、この師詮以外には、高氏一族の目立った活躍は見られない。しかも、彼の登場と死は際立って印象的なものである。すなわち、卷三十二の「山名右衛門佐為敵事付武蔵將監自害事」によれば、

A . . . 此時、故武蔵守師直ガ思者ノ腹ニ出来タリトテ、武蔵將監ト云者、片田舎ニ隠テ居タリケルヲ、阿保肥前守忠実・荻野尾張守朝忠等、俄ニ取立テ大将ニナシ、丹波・丹後・但馬三箇国ノ勢、三千余騎ヲ集テ、宰相中将殿ニ力ヲ合セン為ニ、西山ノ吉峯ニ陣ヲ取テゾ居タリケル、京都ノ大敵ニダニ輒ク打勝テ、勇々タル山名ガ兵共ナレバ、ナジカハ少シモ可猶予、十一日曙ニ吉峯へ押寄、矢一モ射サセズ、拔連テ切テ上ル、阿保・荻野ガ兵共、余リニツヨク被攻テ、一支モ支ヘズ谷底へ懸落サレケレバ、久下五郎ヲ始トシテ討ル、者四十余人、疵ヲ被ル者数ヲ不知、希有ニシテ逃延タル者共モ、弓矢・太刀・長刀ヲ取捨テ、赤裸ニテ落テ行、見苦シカリシ有様也、武蔵將監ハ、二町許落延タリケルヲ、阿保ト荻野ト遙ニ顧テ、今ハ叶ハヌ所ニテ候、御自害候へ、ト勸ケル間、馬上ニテ腹撞切リ、倒ニ落テ死ニケリ、此首ヲ取ントテ、敵一所ニ打寄テヒシメキケルヲ、沼田小太郎只一騎返合セテ戦ケルガ、敵ハ大勢也、御方ハツヅカズ、叶フマジトヤ思ケン、同腹撞切テ、武蔵將監ガ死骸ヲ枕ニシテゾ臥タリケル、其間ニ阿保ト荻野ハ落延テ、無甲斐命ヲ助リケリ、

B 此時、故武蔵守師直カ思腹之子ニ武蔵將監ト云者、片田舎ニ隠レテ居タリケルヲ、阿保肥前守忠実・荻野尾張守朝忠、取立大将ニ成シ、丹波・丹後・但馬三ヶ国ノ勢二千余騎ヲ萃テ、宰相中将殿ニ力ヲ合セン為ニ、西山之吉峯ニ陣ヲ取テゾ居タリケル、京都之大敵ニタニ容易ク打勝テ、勇ニイサウタル山名カ兵共ナレハ、ナジカハ少モタメラウヘキ、武蔵將監力陣ニ焼タル篝火ヲ見テ、山名右衛門佐、終夜馬ヲ早メテ五百余騎、十二日之早且ニ推寄セ、矢ノ一ヲモ射サセス拔連テ切テ上ル、阿保・荻野カ兵共、余リニ健ク責立ラレテ、一支も不支、潤ノ底へ係落サレテ、打ル、者数ヲ不知、希有ニシテ逃延タル者共モ、馬物具ヲ捨、皆去裸ニテ落行ケリ、見苦シカリシ有様也、大将武蔵將監ハ、二町計リ落延タリケルヲ、阿保與荻野還ニ顧テ、今ハ叶ハヌ処ニテ候ソ、御自害候へ、ト勸ケルヲ聞テ、馬上ニシテ腹撞切、倒ニ落テ死ニケリ、此首ヲ把ムトテ、敵一所ニ打寄テ菱メキケルニ、治田太郎只一騎引返シテ打死ス、其間ニ阿保與荻野落延、無甲斐命助リニケリ、

C 此時、故ムサシノ守師直か子、思ものゝ腹ニ出来たりしムサシ將監師資と云者、片田舎ニかくれて居たりけるヲ、阿保肥前守忠実・荻野ヲハリ守朝忠等、俄ニとりたてゝ大将ニなし、丹波・丹後・但馬三ヶ国ノ勢千余騎ヲあつめて、さいしやう中将殿ニ力ヲ合せんタメニとて、西山の吉峯ニ陣ヲとつてゾ居たりける、京都ノ大敵ニタニ輒ク打かつて、勇ミニいさミタル山名が兵共なれハ、なしかハ少しも猶予スベキ、時ヲカヘズ、ムサシの將監カ陣ニ焼たるかどりヲ見て、山名右衛門佐、通夜ヲ馬ヲはやめて五百余騎、十二日ノ早且ニ吉峯へおしよせて、矢ノ一筋ヲモ射させズ抜つれて切てアガルニ、阿保・荻野が兵共、あまりニつよくせめたてられて、一ト支ヘモ支ヘス谷底へかけおとされて、久下ノ五郎ヲ始としてうたるゝ者

四十よ人、疵ヲ被ル者数ヲしらず、希有ニシテ適にげのびたる兵共も、ものゞグ・弓矢・太刀・長刀ヲかなぐりすて、皆裸かにておちて行、見ぐるしかりし有さま也、大将武蔵將監ハ、一、二町かほどおちのびたりける、阿保と荻野とはるかニかへり見て、今はかなへぬ所ニて候、御自害候らへ、と勸メけるヲきよて、馬のうへにして腹かい切り、倒ニ落て死ニけり、……其間ニ阿保と荻野とハ落のびて、かひなき命ヲ了すかりケル、とある。Bの西源院本とCの神田本の両本も、ほぼ同様の記述であることが分かるだろう。小さな相違は、Cが高師詮を高師資としているところ、Bが沼田小太郎を治田太郎としているところなどに見られる。

その記述内容を整理・要約すれば、①高師詮(武蔵將監)は、師直の「思者」の腹に出来た遺子であつて、「片田舎」に隠れていた。②高師直の「御内」である阿保肥前守忠実や荻野尾張守朝忠等が、その師詮を見付け出して、俄かに「大将」に祭りあげた。③師詮は、足利義詮(宰相中将殿)に合力せんとして、丹波・丹後・但馬の三箇国の軍勢三千余騎を率いて西山の善峰に陣取りした。④しかし、山名軍の軍勢に大敗を喫してしまい、騎馬の姿で、阿保忠実や荻野朝忠らの後を追って敗走した。⑤大将の師詮が後を追ってきたは自分たちの命まで危なくなるので、阿保らは師詮に覚悟(自害)するようにと声を掛けた。⑥見捨てられた師詮は、今やこれまでとばかりに馬上で切腹し、逆様に落ちたのであった。

もとより、この高師詮の姿は、たんなる文学的表象ではない。佐藤進一氏の『室町幕府守護制度の研究』上・下によれば、丹後国守護としては、

↑ 観応三年八月——文和二年六月
但馬国守護としては、

↑ 文和二年四月・五月↓
の在任の徴証がある。彼は、ほんの一時期だけにせよ両国の守護に任じられていたのである。⁽²⁹⁾

『園太曆』文和二年六月十二日条によれば、

……伝聞、山名以下軍卒発向之間、西山以下、所々取陣、荻野・赤松以下悉引退、先神妙歟、

及晩聞、京方勢攻寄西山、荻野及武蔵將監以下合戦、彼輩即敗績、師詮切腹了、其勢アカタ・阿保・高根以下専一輩、大略於一所切腹、荻野舍弟者討死、本人不見、遑脱歟、将又、或切腹投井之輩多之、在其沙汰歟、赤松者昨日不合戦、引退播州云々、

とあるように、高師詮の切腹が記されている。『常楽記』にも「高武蔵將監、於西山討死」とある。義詮のために山名の軍勢と戦って戦死したことは確実なのだ。

このように、高師詮は師直の子息(遺児)であつて、一時期ではあれ丹後・但馬の守護となり、「三千余騎」の軍勢を率いる大将となつていた武將なのである。そして、敗軍となつて逃げる途中で、「御内」の阿保・荻野らに見捨てられ、馬上での切腹という壮絶な死を遂げたのであつた。

彼の武具・武装については、高師直・師泰兄弟がどのような殺され方をしたかを思い起こすことにしよう。『大日本史料』第六編之十四、正平六・観応二年二月二十一日条によれば、師直・師泰兄弟は出家した。『観応二年日次記』には「彼兩人之一族、并家人手勢等百 四人出家云々」とある。師直は「入道道常」、師泰は「入道道勝」となつて、僧侶の姿であつた。とすれば、彼らの武具・武装は「執事の御内」らの手に残されたと考えられる。

高師直ら一族が殺戮された後、執事の「御内」らは、師詮を「大将」

とすることで高氏の復活を目指したのであり、そうした動きに乗って、師詮は丹後・但馬守護となったのであった。したがって、師詮の武具・武装は、勿論、高氏一族の当主にふさわしいものであって、それには輪違紋があったに相違ない。そして恐らく、「三千余騎」の軍勢を率いて西山善峯で戦った際の彼の武具・武装は、父師直のそれを継承していた可能性が高い。つまり、「御内」安保忠実・荻野朝忠らは、高師詮が執事の子息であることを意図的に強調しようとしたのであろうから、彼が身に付けていた武具・武装は高氏重代のものであったに相違なく、守屋家本騎馬武者像のそれと一致しても当然なのである。

であればこそ、『太平記』の記述にあるように、大将首を狙う山名軍の武士たちは挙って高師詮を追ってきたのであり、馬上で切腹して逆様に落ちた彼のところに殺到したのであった。

こうした高師詮の馬上での切腹は、『太平記』に描かれた壮絶な入死に方Vであった。しかも、彼は足利義詮に「カヲ合セン為ニ」死んだのであり、しかも、阿保忠実と荻野朝忠らの「御内」に引導を渡されて、馬上での無念の切腹死を遂げたのであった。

とすれば、自ら担ぎ出した高師直の遺子を自分たちが逃げ延びるために死に追いやってしまった阿保と荻野らは、その負い目からも、必ずや高師詮の年忌法要を行ったに相違あるまい。また、義詮がその肖像画に花押を据えたのも、彼に合力するために敗死した師詮であったから当然と言えるであろう。すなわち、この騎馬武者像の像主は、高師直の子息であり、丹後・但馬の守護として「三千余騎」の軍勢を率いて戦い、敗軍の大將となって死んだ高師詮の姿を描いたものであると考えられるのである。

とするなら、守屋家本騎馬武者像の特異・異様な表現は極めて納得しやすいものとなる。というより、『太平記』に描かれた高氏一族のなか

で、このような武装をして馬上での入死Vを遂げた人物は他にいない。では、この騎馬武者像が制作されたのは何時頃であろうか。その手掛かりとなるのは、頭上に据えられた義詮の花押である。荻野氏以来、この花押は義詮の晩年、それも死没年のものとされてきた。また、この花押には不自然なところがあり、絹布に大きく書かれたせいであるとも説明されてきた。その不自然さについては疑問を残しておくことにしながら、私の右の推定からすれば、義詮の晩年のものとすることは納得しがたいのである。

というのは、もしも騎馬武者像の像主が高師直の遺子師詮であるとすれば、彼の死を弔う年忌法要に際して制作されたかと判断するのが自然であろう。となれば、せいぜい七回忌までが可能性が高い。義詮の晩年の花押というのではあまりにも時期が遅い。

つまり、①師詮の死を弔うために遺像が制作されるのにふさわしいのは、七回忌ぐらいまでであり、また、②義詮が騎馬武者像の頭上に花押を据えるのにふさわしい時期は、恐らく、父尊氏の死後つまり彼が將軍になつてからであろう。この二条件を満たせる時期は、師詮の七回忌にあたり、かつ、義詮が征夷大將軍になった年の翌年である延文四(一三五九)年だけではないか。これが私の推定(仮説)であった。

しかし、荻野・藤本氏らは、この頭上に据えられている義詮の花押を晩年ないし死没年のものとしている。はたして、荻野氏らの主張されるような時期のものであろうか。管見の義詮の花押を比較した限りでも、死没年のものと限定しにくいのである。

だが幸いにも、現在、史料編纂所では『花押かがみ』の南北朝時代編を編纂するために、同時代の花押の蒐集を進めている。足利義詮の花押も編年順に整理されつつある。それらと騎馬武者像の頭上に据えられている義詮の花押を比較・検討することが出来る。そうした比較・検討を

行った結果であるが、騎馬武者像の頭上に据えられている義詮の花押は、彼が征夷大將軍になった翌年のもの(図3)に一番近いように思われる⁽³¹⁾。すなわち、頭上の義詮の花押は、私が推定した延文四年頃の花押と推定されるのである。

もしも、この推定が正しければ、騎馬武者像の像主を高師直の遺子師詮とする仮説にとって明瞭な一歩前進である。それに対して、師直説では、十七回忌に制作されたとする根拠が明示されているわけではない。肖像画を十七回忌になってから制作するというのは、やはり例外的なケースと言うべきであって、もしもそうなら、そのような例が別にあることを示すだけでは十分ではない。

では、七回忌の法要をするために騎馬武者像を制作した側として想定される人々とは誰か。一般論としては、高氏一族の誰かが想定されるであろうが、『太平記』卷三十二の記述こそが極めて重要であると、私は考える。つまり、「片田舎」に隠れていた師詮を担ぎ出して守護・大将としたのも、自分たちが生き延びるために敗走してくる彼を死に追いやったのも、安保忠実・荻野朝忠らであることに注目すべきであろう。彼ら「執事(高師直)の御内」の武士たちこそが、言わば見殺しにしてしまった主君の遺子師詮の年忌法要のために、その肖像画を制作し、將軍になったばかりの義詮に花押を据えて貰ったのではないだろうか。その一人である阿保忠実が、京合戦で秋山光政と演じた派手な一騎打ちを、神仏に手向けるための扇や団扇のバサラ絵にされた人物であったことも自然な符合と言うべきであろう(『太平記』卷二十九、「將軍上落事付阿保秋山河原軍事」)。また、『太平記』卷三十六の「山名伊豆守落美作城事付菊池軍事」などによれば、阿保忠実(肥前入道信禪)の活躍は康安元(一一三一)年七月まで確認できるのである。

かくて、私の主張点を整理すると次のようになる。

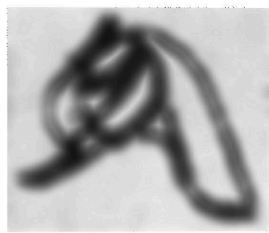


図3-1 延文4年6月8日
足利義詮御判御教書(大友文書)

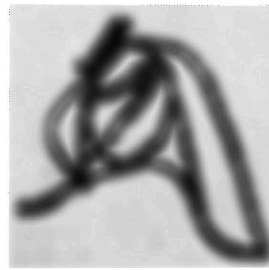


図3-2 延文4年7月25日
足利義詮御判御教書(早稲田大学所蔵文書)

第一に、執事高師直の跡継ぎとして担ぎ出され、軍勢の「大将」となった高師詮は、輪違紋のある高氏重代の武具や馬具に着けている武將としてふさわしい。一族が殺戮された後の高氏のなかで『太平記』で活躍するのは彼だけなのだ。

第二に、馬上での切腹という壮絶な死に方をした彼は、特異・異様な表現のこの騎馬武者像の像主にふさわしい。

第三に、義詮に合力するために敗死した師詮の七回忌のために制作された遺像に、將軍となったばかりの義詮が花押を据えたとすれば、極めて自然な成り行きと言える。義詮が將軍となったのは延文三(一一三二)年一月二十八日であるが、それは高師詮の七回忌の前年である。

そして第四に、彼を「大将」に担ぎだした阿保忠実や荻野朝忠ら「執事(高師直)の御内」が、高師詮の七回忌の法要を営むために、その遺像の制作を行ったと考えられる。

三 像主の顔貌表現と高師直・師詮の年齢

ところで、荻野・藤本両氏は、佐藤進一・高柳光寿・林屋辰三郎氏らの優れた歴史家が、騎馬武者像の像主に足利尊氏を見て、その描写にさまざまな解釈を加えられているのを紹介している⁽³²⁾。もちろんその意図は、真の像主ではない足利尊氏の「氣迫」などを、この肖像画から読み

取ってしまっている中世史研究者の現状の批判にある。しかし私は、この点で諸先学を批判するつもりはまったくない。その前提とされた肖像画についての認識(水準)に依拠しているだけなのであるから。そして実際のところ、肖像画というのは、その像主が誰々であると(名付け)された途端に、その人物にふさわしい表現となり、さまざまな意味がそこから読み取られてしまうものだからである。だからこそ、像主論は肖像画論の基礎的な作業の一つとして常に重要なのであり、美術史家、日本史家のいずれかを問わず要請される、肖像画を分析・読解するための基本的研究なのだ。

むしろ、守屋家本騎馬武者像研究の現段階の問題点は、その表現に即した綿密な検討が武器・武装や花押などに集中してしまっており、肝腎の像主の顔貌表現などについての検討がなおざりにされてしまっているところにあるだろう。

たとえば、藤本・下坂両氏の高師直説では、彼師直が一体何歳ぐらいで殺されたのが全く考慮されていない。確かに、既述したように、系図類などの諸史料にはその生・死没年齢は記されておらず、現段階では正確な数字を示すことが出来ない。

しかし、両氏共に、この騎馬武者像を遺像と判断されているのであるから、常識的に師直が死ぬ前の姿を描いたと考えられているのである。つまり、師直の死の直前か、せいぜいその数年前くらいまでの肖像ということである。事実、師直の全盛期はその頃であった。

そこでまず、この騎馬武者像の顔貌表現から検討を始めるとしよう。すなわち、図2の像主の顔貌は、一体、何歳ぐらいであろうか。その顔貌表現からすれば、明らかに二十歳過ぎの若い顔ではない。また、この像主を四十歳台と見ることも困難³³⁾ではあるまいか。ましてや五十歳以上の年齢と見ることは不可能に近い。その精悍な顔貌と体型からすれば、

この騎馬武者像の像主は三十歳台であると見るのが素直な判断であろう(私は三十五歳前後と判断している)。

もとより、こうした肖像画の像主の年齢の読み取りには、顔貌表現についての系統的な検討が不可欠である。例えば、顔の皺の表現などに着目して、顔貌の年齢表現の歴史的・時代的な変化の把握が提出されなければならぬ。私の肖像画研究の現状では、そうした年齢表現の変遷を体系的に提示できないのが残念であるが、死没年齢の明らかでない人物の肖像画の顔貌表現との比較・検討からすれば、この像主は三十歳台半ば前後であると見るのが妥当な推定だと私は考えている。³⁴⁾

とすれば、高師直が像主だとすると、彼が殺されたのは四十歳前ということになってしまふ。しかし、南北朝の内乱過程における高師直の活躍を見れば、彼がそうした比較的若い年齢で死んだと判断することは不可能である。彼は、少なくとも足利尊氏と同年齢かそれより何歳か歳上の人物と推定しうる。つまり、尊氏の執事として手腕を振るっていた彼が、主人尊氏より若いとは考え難いし、彼の行動と活躍の全体を見る限りそうした推定に不安はない。また、足利直義との対立の経緯からしても、年齢的には直義よりも年上でなければ、到底張り合えなかったに違いない。つまり、内乱の政治・軍事過程のなかでの高師直を見る限り、私が想定できる彼の死没年齢は、どう考えても五十歳過ぎなのである。したがって、高師直を像主と見ることは、私には到底出来ない。

高柳光寿氏も、『改稿 足利尊氏』において、根拠は明示されていないが、高師直は足利尊氏よりも何歳か年長であったらしい、と記されているのである。³⁵⁾

観心二(一三五)年二月に師直が殺戮されたとき、尊氏は四十七歳であったから、高柳氏や私の推定では、殺された師直の年齢は既に五十歳を越えていたことになる。

では、高師直の死没年齢をある程度具体的に推定出来ないものであろうか。それは可能だ。またもや『太平記』の記述にある。その巻二十六の「四條繩手合戦事付上山討死事」の高師直軍と楠正行軍の死闘についての記述のなかに二箇所、彼の年齢を推測させる文章が見られるのである。以下に示そう。

第一の箇所は次の記述である。

A・・・鼻田弥次郎、膝口ヲ被射、スクミ立タリケルガ、サテハ師直未討レザリケリ、安カラヌ者哉、師直何クニカ有ラン、ト云声ヲカニシテ、内甲ニカラミタル鬘ノ髪ヲ押ノケ、血眼ニ成テ遙ニ北ノ方ヲ見ルニ、輪違ノ旗一流打立テ、清ゲナル老武者ヲ大将トシテ、七八十騎カ程控ヘタリ、・・・

B・・・畠田与三、膝之口ヲ篋深ニ射ラレテ、スクミテ立タリケルカ、是ヲ見テ、サテハ武藏守ハ打レサリケリ、安カラヌ物哉、師直何クニカ有ラン、声ヲ力ニテ、内甲ニ乱懸リタル鬘ノ髪ヲ押ノケ、血眼ニ成テ遙ニ北ノ方ヲ見ルニ、輪違之旗一流打立テ、清ゲナル老武者、七八十騎カ程引ヘタリ、・・・

C・・・花田与三、ヒザ口ヲのぶかニ射られて、すくみてたつたりけるか、これヲ見て、さてハ未タムサシノ守ハうたれさりけり、安からヌ者哉、師直いつくニ有らんと云声ヲ力ニテ、内申ニ乱レかゝりたるびんノかミヲおしのけ、血眼ニなりてはるかニ北ノ方ヲ見るニ、ワちがヘノハタ一流ニうつたてて、清ゲなる老武者、七八十騎がひかへたり、・・・

いづれにおいても、高師直を「清ゲナル老武者」としている。同時代の『文学』史料『太平記』のこのような記述からすれば、師直は、彼が殺される二年前の貞和四(一三四八)年において、既に「清ゲナル老武者」と表現されるような年齢になっていたのであった。

もう一箇所の記述も次のようなものである。

A・・・師直思慮深キ大将ニテ、敵ノ忻テ引処ヲ推シテ、些モ馬ヲ動カサズ、・・・

B・・・師直ハ思慮深キ老将ナレハ、敵ノ謀リテ引処ヲ推シテ、少モ馬ヲ進メス、・・・

C・・・師直ハ思慮フカキ老将ナレハ、敵ノたばかりて引処ヲ推シテ、ちとも馬ヲ進メズ、・・・

A本では「思慮深キ大将」とあるので、その年齢を窺い知ることには出来ないが、古本のB西源院本やC神田本によれば、高師直は「思慮深キ老将」とされている。

かくして『太平記』の二箇所の記述によれば、高師直は「清ゲナル老武者」・「思慮深キ老将」とされているのであって、殺害される二年前には、既にそのように記述されるような老齢になっていたと推察されるのである。

では、この「老武者」・「老将」というのは一体何歳ぐらいのことであるか。たとえば『養老戸令』では、「老」とは六十一歳以上であるが、もとより機械的に判断することは出来ない。しかし、五十歳以上になっていたことはほぼ間違いないであろう。私としては、年齢幅を広くとって五十歳前半の場合も有り得ると考えておきたい。それにしても、高師直はその死の二年前には既に「清ゲナル老武者」・「思慮深キ老将」と表現されているのであるから、彼が殺された観応二年には、既に五十歳台半ばにはなっていたと推定してよいと思われる。

すなわち、騎馬武者像の顔貌表現から推定される像主の年齢は三十五歳前後であり、また、高師直が「老武者」・「老将」と表現されるような年齢に達していたとすれば、騎馬武者像の像主に師直を想定することは極めて困難であると言わなければならない。今後、高師直像主説を採

る場合には、なぜこのように壮年の姿で描かれているのかについての妥当な見解・論拠を提示しなければならぬのである。⁽³⁷⁾

それに対して、高師詮を像主とする説にとつては、この師直の死没年齢(老齡)を論拠の一つとすることが出来る。すなわち、仮に高師直の死没年齢を一番若く想定して五十歳としてみよう。身近に置いた愛児師夏が十三歳頃ということになる。また、師詮の場合には、①「思者」の腹から生まれた子どもなのであり、「片田舎」に隠れ住んでいたというのであるから、まだ若い頃の高師直とその愛人の間に出来た子息である可能性が高い。②師詮の年齢はもとより不明であるが、『太平記』の記述によれば、一軍の大將として祭り上げられ、かつ、馬上での切腹という壮絶な死に方をしている。したがって、ある程度の年齢に達していたと判断することが出来る。師直の死没年齢を五十歳頃とすれば、彼が二十歳過ぎの時に生まれた子息として師詮を想定できる。とすれば、師直が殺された時には師詮は三十歳になっており、馬上で切腹したのは彼が三十二歳頃となる。これが私の想定する二人の年齢の下限である。

しかし、実際に想定される年齢はもっと上である。師直が殺されたときの年齢は恐らく六十歳に近かったに違いない。師詮が馬上で切腹して敗死したのはその二年後であるから、もしもその時点でまだ父師直が生きていたとすれば六十歳前後となる。右の計算をあてはめれば、馬上で切腹したときの師詮の年齢は三十五歳前後である可能性が高いのである。こうして、守屋家本騎馬武者像の像主としての条件を、現段階で最も具備しているのは高師直の子息の師詮である、というのが私の仮説である。

但し、『太平記』の「清ゲナル老武者」という記述において、今一つ着目しなければならないのは「清ゲナル」という形容である。無論、そ

れは立派な武装をしているからだ、その顔貌や立ち居振舞いなどからも感じられるところであろう。『太平記』の記述における、七、八十騎の騎馬武者たちに囲まれた姿を十分に想像することは出来ない、顔貌表現に即して考えてみよう。

再び図2の守屋家本騎馬武者像に着目すると、その顔貌表現が精悍に感じられるのは、一つには彼が濃い髭をしていることよっている。この髭の濃さも師直説にとつて不利である。すなわち、高師直は貴族の娘たちを次々に籠絡していった「好色」であり、その蓄えていた髭は、貴族的な品の良いものであった可能性が高いのだ。『太平記』卷二十九(A)の「師直以下被誅事付仁義血気勇者事」によれば、「貌容人ニ勝^{コト}レ、心様優ニヤサシカリキ」愛児師夏に対する「……況乎最愛ノ子ナ^{イハレニ}リシカバ、塵ヲも足ニ踏セジ、荒キ風ニモアテジトテ、アツカイ、ツキ、カシジキシニ……」との溺愛ぶりの表現からも、高師直の趣味が窺われるであろう。この濃い髭は粗野であり、「片田舎」に隠れ住んでいた師詮、つまり内乱の軍事的な表舞台に急に引っ張り出されてきた武將(守護)の師詮にこそふさわしいであろう。また、その異様な姿についての解釈に関わるのだが、大太刀を肩に担いでいるその姿は、七、八十騎の騎馬武者に守られている「清ゲナル老武者」のそれとは到底思われない。

以上の分析・読解によって、守屋家本騎馬武者像の像主は高師詮であると推定しようと考えるのが、しかし、まだ最後の検討が必要不可欠である。

というのは、これまでの検討では意識的に捨象してきた像主候補者が、まだ二人いるからである。その一人は、高師直の甲冑を着て戦い、その身代わりとなって死んだ上山六郎左衛門である。⁽³⁸⁾

『太平記』卷二十六の「四條繩手合戦事付上山討死事」によれば、上

山六郎左衛門は、高師直の陣屋へ物語に行ったところを敵襲にあった。自分の陣屋に帰る暇がなかった彼は、師直の鎧櫃に入っていた大鎧を着ようとしたところを、師直の若党に咎められて争いとなった。師直はその時、馬から飛び下りて、自分の身代わりになってくれる人のためにはどんなに高い鎧でも惜しくはないと、かえって上山のことを誉めたのであった。その情けに感じた彼は、

A . . . 上山六郎左衛門、師直ノ前ニ馳塞リ、大音声ヲ挙テ申ケルハ、八幡殿ヨリ以来、源家累代ノ執権トシテ、武功天下ニ頭レタル高武蔵守師直是ニ有、と名乗テ、討死シケル其間ニ、師直遙ニ隔テ、楠本意ヲ逐ザリケリ、

とあるように、師直を逃がすために敵をひきつけ、その身代わりとなつて見事に討死したのであった。彼の身に着けていた鎧には、

A 楠、上山ヲ討テ其頭ヲ見ルニ、太清ゲナル男也、鎧ヲ見ルニ輪違ヲ金物ニ掘透シタリ、サテハ無子細武蔵守ヲ討テゲリ、多年ノ本意今日已達ヌ、是ヲ見ヨヤ人々、トテ、比類ヲ中ニ投上テハ請取、請取テハ手玉ニツイテゾ悦ケル、楠ガ弟次郎走寄テ、
ニ指貫差上テ是ヲ見ルニ、師直ニハ非ズ、上山六郎左衛門ガ首也、ト申ケレバ、
とあるように、確かに輪違紋が彫つてあつたのである。彼なら騎馬武者像の像主の候補者たりうるであろう。高師直（ないし高氏一族）が、彼の菩提を弔つた可能性を想定したくなるのである。

だが、彼も消去できる。すなわち第一に、高師直の身代わりとなつて敵を引き付けて死んだとなれば、兜を被っている姿であつたと考えられ、それを脱いで大童となつている騎馬武者像は、上山六郎左衛門の遺像としてふさわしくない。第二に、上山の着装したのは師直の鎧であつて、馬具まで借りた訳ではない。とすれば、馬具にある輪違紋は上山で

はないことを物語っている。そして第三に、像主が上山であるとする
と、その頭上に据えられた義詮の花押が説明できない。すなわち、義詮と上山を結び付けるような出来事や事実は見当たらないし、想定しがた
いのである。

こうして『太平記』の記述のなかでは実に印象的な記述の一つ、上山六郎左衛門が師直の身代わりとなつて討死にした姿も、騎馬武者像とは
考え難いのである。

また、もう一人の候補者は、『太平記』卷二十一の「塩冶判官讒死事」の塩冶高貞（佐々木隠岐大夫判官）である。彼も輪違紋を家紋としており、一時は出雲の守護となつてゐるから、一応候補者に挙げられる。しかし彼については、藤本・下坂両氏も否定しておられるように、その可能性はまずないだろう。上山六郎左衛門と同様に、足利義詮との結び付きを想定することが出来ないからである。つまり、頭上に据えられた義詮の花押が説明しがたいのだ。但し、彼も、
A . . . 判官是ヲキ、時ノ間モ離レガタキ妻子ヲ失レテ、命生テハ何カセン、安カラヌ物哉、七生迄師直ガ敵ト成テ、思知センズルゾ、ト怨テ、馬ノ上ニテ腹ヲ切り、倒ニ落テ死ニケリ、
とあるように、高師詮と同じく馬上での切腹で死んでおり、興味深い死に様であつた。

結 び

かくして、本稿の要点をまとめると次のようになる。

第一に、藤本正行氏らが指摘したように、守屋家本騎馬武者像の武器・武装の輪違紋からすれば、像主は高氏一族の誰かであり、しかも武器・武装の質からすれば、高氏一族の中心人物となるような武将である。そうした候補者として先学によって高師直が推定されているが、彼の死

没年齢や騎馬武者像の顔貌表現などの検討によって、師直像主説は成り立ち難い。また、肖像の頭上に据えられている足利義詮の花押も、彼の死の直前のものとは思われないので、師直の十七回忌の際に制作された遺像とは考え難い。

第二に、それに対して、『太平記』卷三十二に描かれている高師詮の場合、以下のような論拠によって守屋家本騎馬武者像の像主にふさわしい。すなわち、①高師直らが殺戮された後に、高氏一族の中心として担がれ、丹後・但馬の守護となっている。②高師直の子息であるから、師直の武具・武装(重代)を引き継いでいて当然であり、かつ、丹後・丹波・但馬の軍勢三千余騎の大將となっている。③高師詮は、文和二年六月十二日の西山善峰の合戦において、山名軍のために大敗を喫しただけでなく、「御内」の安保忠実・荻野朝忠らに見捨てられ、馬上での切腹という壮絶な死に方をしている。その果て方は、守屋家本騎馬武者像の異様な姿にふさわしい。④師詮を見捨てた「御内」の安保忠実らが、彼を用うために年忌法要を営んだ可能性は大きい。⑤また、彼が戦死した善峰の合戦は、足利義詮に「合力」するためのものであったから、それは義詮が像主の頭上に花押を据えるのに十分な理由である。その花押の型は、義詮が將軍になった年の翌年のものに一番近いのであって、その年はちょうど高師詮の七回忌に当たっている。⑥そして、高師直の死没年齢(の推定)からすれば、子息師詮の死没年齢は三十五歳前後と想定することが可能であり、彼は守屋家本騎馬武者像の像主の顔貌の年齢表現にふさわしい人物なのである。

そして第三に、『太平記』卷二十九に描かれている、高師直の身代わりとなって死んだ上山六郎左衛門も候補者に挙げうる。がしかし、彼も守屋家本騎馬武者像の像主の条件を満たす人物ではない。また、『太平記』卷二十一の塩冶高貞も輪違紋を家紋とし、かつ馬上での切腹死を遂

げているから候補者に挙げうるが、彼も騎馬武者像の像主たりえないのである。

以上のような諸点から、守屋家本騎馬武者像の像主の条件を満たしている人物として想定できる唯一の人物は、高師直の遺子であって、高氏一族が殺戮された後の一時期に但馬・丹後守護となり、西山善峯で山名軍に大敗して逃げる途中、馬上で切腹死を遂げた高師詮である、というのが私の仮説である。

もとより、この仮説には、高師詮の死没年齢の正確な推定などさらに詰めるべき論点が残されている。それは絶望的な努力となるだろうが、関連史料の博捜を続けなければならない。そしてそれ以上に大切なのは、肖像画の分析・読解の方法を一層豊かなものにしていくことである。そのことを次の課題として、本稿をひとまず閉じることにした。

〔付記〕本稿は、科学研究費一般研究(A)「中世・近世肖像画のデータベース化と歴史図像学的研究」(平成六年度)による研究成果の一部である。

〔註〕

- (1) 肖像画の像主研究の現状と課題を知るには、まず、日本史研究者の立場からの加藤秀幸「武者肖像画の真の像主確定への諸問題 上・下」(H論文)が参考になる。その上で、拙著『王の身体 王の肖像』(平凡社、一九九三年)を参照されたい。また、美術史における肖像画研究の水準を示すのは、米倉迪夫「鎌倉時代の絵画―物語と景観と人の絵画をめぐって」(『日本美術全集 9』、講談社、一九九三年)と同「写実を拒むもの―世俗人物の造像をめぐって―」(『第12回国際シンポジウム 東洋美術における写実』国際交流美術史学会、一九九三年七月)であろう。

(2) 肖像画の像主論の私なりの試みとしては、「九人の貴種の僧侶は誰か」

- ・「肖像画としての後醍醐天皇」(『王の身体 王の肖像』所収)や「聖徳太子と後醍醐天皇」(『天武・後白河・後醍醐』週刊朝日百科日本の歴史別冊歴史を読み直す3、一九九四年)などを参照されたい。なお、本稿の主張の骨子は、「肖像画と『太平記』」(新編日本古典文学全集54『太平記一』の月報8(小学館、一九九四年)に発表している)。
- (3) 列挙した以外にも実に多くの研究文献や歴史叙述に、騎馬武者像についての言及があるが、省略させて頂く。
- (4) 『集古十種』(国書刊行会本は一九〇八年刊)は、一八世紀末に松平定信が編集・完成させた古書画・古器物・古武具などの図録集であって、この肖像の像主を足利尊氏としている。なお、『日本の肖像画―集古十種より―』(岩崎美術社、一九九〇年)には、『集古十種』の肖像画二〇五点が収録されていて便利である。
- (5) 『室町時代美術史論』二五九〜三〇六頁。
- (6) 『国華』七六編一〇冊、一二頁。
- (7) 『日本歴史』二五〇号(一九六九年)の研究余録。荻野説に対する批判点は、一つは、父の肖像の上に花押を据える可能性がないとは言えないこと、今一つは、細川頼之像主説の積極的な根拠がないこと、の二点である。
- (8) 『甲冑武具研究』三二号、一二〜二〇頁。
- (9) 『学叢』四号、四三〜五九頁。
- (10) 『史学』五三巻四号、二五〜三九頁。
- (11) 前注(10)論文、三六〜三七頁。
- (12) I論文(『見る・読む・わかる日本の歴史 2 中世』五四・五五頁はG論文を要約した文章であって、事実上、像主を師直に特定しておられる)。
- (13) 加藤氏のH論文は、肖像画研究の分析手続きについての極めて重要な提言を行っておられる。
- (14) 『美術研究』三四六号、六一〇頁。
- (15) なお、藤本氏は、塩治高貞を候補者として検討した上で否定し(D論文、二〇頁)、阿保忠実の候補者としての可能性を想定した上で否定して

いる(G論文、三五・三六頁)。そして、高氏一族のなかでは、「義詮との関係や重代の武具の使用から、像主としては、師直の可能性が強いと考える」(G論文、二八頁)とされている。しかし、右の二点では、後述することく別の人物を想定しうるのである。また、下坂氏のF論文では、輪違紋を家紋とする武士の家として五家を挙げた上で、南北朝時代に活躍し、その米歴が史料によって確かめられる人物として塩治高貞と高師直に絞り込んでいる。そして、高師直が騎馬武者像の個別的な特徴をすべて説明できるとして、「この高師直像は、その足の負傷などからして、観応二年二月の打出浜での敗戦直後の師直の姿を描いた」としている。このような候補者の絞り込み方なので、高氏一族の他の人々は、候補者としての検討を受けなかったのである。

(16) 加藤・藤本・下坂の三氏が、多少前後するが、馬具・武具の輪違紋に着目したこと、そして、同様に像主を高師直と推定した点は、実に興味深い研究史的事実である。

(17) 藤本D論文の一九・二〇頁、G論文の二八頁、下坂F論文の五〇〜五三頁、加藤H論文の下、二〇一・二〇二頁の諸指摘による。

(18) 藤本D論文の一六〜一八頁、G論文二八頁、加藤H論文の下二〇二頁の諸指摘による。藤本氏は、D論文では「綾威の精緻な鎧・金作太刀、赤地錦の直垂、堂々たる厚総などの高級品を使用していること、鎧と太刀の重代ものとみられることが、像主が相当の家格を誇る武将であることを示す・」(D論文一八頁)とし、G論文では「(三) 像主の使用する武具は南北朝を下らぬ高級品である。(四) 就中、鎧と太刀は鎌倉中期以前に遡る形式で、重代の品とみられるから、像主は相当の家格を誇る一族中の最有力者」としている。加藤氏は「像主は身分の高い有力な武家である事は、その軍装より見ても明白」であるとす。

(19) 荻野C論文の下一二頁、藤本D論文の二〇頁、G論文の二八頁、下坂F論文の五三〜五五頁、加藤H論文の下二〇三頁の諸指摘による。

(20) 荻野C論文の下一一・一二頁、下坂F論文の四八〜五〇頁、加藤H論文の下二〇三頁の諸指摘による。なお、藤本氏は、特定の戦闘を想定しておられない(G論文の三七頁)。

- (21) 前注(20)に同じ。
- (22) 像主を有名人物や都合の良い存在に特定しがちなことは、多くの肖像画の例によって明らかである。したがって、像主の名前を明瞭にしていくなれば平凡だが、肖像画論の基礎作業として推し進めていかねばならない。そのためには、肖像画の情報を体系的に蒐集していく機関が存在しなければならぬ。
- (23) 『太平記』研究の現状を概観するには、『国文学 解釈と教材の研究』三六巻二号(學燈社、一九九一年)の「太平記 パサラの時代に」と『国文学 解釈と鑑賞』五六巻八号(至文堂、一九九一年)の特集「『太平記』を読み解く」所収の諸論文を参照されたい。なお、刊行が始まった、新編日本古典文学全集(小学館、一九九四年)の『太平記』は、天正本を底本とするもので、これによって天正本全巻の校訂と現代語訳が得られることになる。本当に有り難い。
- (24) 岩波古典文学大系の『太平記』一～三(岩波書店、一九六〇～六二年)、新潮日本古典集成の『太平記』一～五(新潮社、一九七七～八五年)などが、慶長八年古活字本を底本としている。
- (25) 西源院本の引用は、鷲尾順敬校訂『西源院本太平記』(刀江書院、一九三六年)によった。なお、同書は史料編纂所の影写本によって翻刻されたものである。
- (26) 神田本の引用には『神田本 太平記 上・下』(汲古書院、一九七二年)を用いた。なお、刊本として『神田本太平記』(国書刊行会、一九〇七年)がある。また、高橋貞一校訂『新校 太平記 下』(思文閣、一九七六年)をも参照した。
- (27) 後述するが、これら退散した兵共のなかの「執事の御内」らが、高師直らの武具・馬具などを持ち去ったことは自然な推測であろう。
- (28) 北海道大学図書刊行会、一九七四年。
- (29) 東京大学出版会、上 一九六七年、下 一九八八年。下の一・二・六・三二・三六・四〇の各頁を参照。
- (30) 安保氏と安保直美についてのまとまった研究としては、太田順三「安保直美について」(『民衆史研究』第八号、一九七〇年)と伊藤一美『武蔵武士団の様態』(文献出版、一九八一年)がある。参照されたい。
- (31) 特殊史料部の林讓氏にご教示を受けた。但し、延文四年の花押に一番近いとの判断の責任の所在はもちろん私にある。
- (32) 荻野C論文の上七頁、藤本G論文の三〇頁を参照。
- (33) 二、三の大学のゼミや研究会で、試しに出席者に騎馬武者像の年齢を推定してもらったが、三十歳台と見る者が一番多かったことを紹介しておく。但し、彼らは、中世の肖像画の年齢をどの表現を手掛かりにどのよう
- (34) 日本の肖像画における顔貌の年齢表現(皺など)の系統的な研究の結果は、別の機会に報告する予定である。
- (35) 『改稿 足利尊氏』(春秋社、一九五五年)の末尾に付けられた年表には「師直・重直の年齢は全く不明であるが、尊氏よりは年長であったらしい。それで仮にこの表のようになっておいた」とあり、同年表では、仮に尊氏よりも七歳ほど年長にしてある。
- (36) 同時代のA文学II史料Vである『太平記』の記述の表現の問題を抜きにして、史実とか信憑性だけを論じていたのでは、中世史研究者は、何時までもたっても物語を生きたA文学II史料Vとして扱えないであろう。今後を期したい。
- (37) 敢えて壮年の高師直を像主と想定すれば、たとえば考えられるのは凱旋影であるが、すると、義詮との関連、及び花押の据えられた時期についての説明が極めて困難となる。
- (38) 像主候補者に上山六郎左衛門を挙げ、それを消去した先学はいない。
- (39) 藤本D論文の二〇頁、下坂論文の五二・五三頁を参照。